

一般社団法人宇宙利用産業プラットフォーム協議会 定款

令和8年3月27日設立総会議決

令和8年7月2日臨時社員総会変更

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人宇宙利用産業プラットフォーム協議会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を千葉県浦安市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、宇宙分野（月・低軌道システム、衛星測位・航法、衛星画像及び宇宙環境利用）のルール形成及び技術開発に関する研究開発・調査研究・国際協力・人材育成を行うことにより、宇宙分野における標準化、技術開発、宇宙技術及び宇宙利用サービスの利活用を推進し、社会の高度化、地球環境保全、資源エネルギーの確保、宇宙産業の発展及び地理空間情報の活用に寄与し、もって市民の安全安心の確保、市民経済の健全な発展、高度な地理空間情報を享受する社会の実現及び持続可能な国際社会創造への貢献に資することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 宇宙分野における標準化、ルール形成、研究開発及び利用の推進
- 2 宇宙分野の標準に関する国際協力、国際競争力向上の推進
- 3 宇宙システムに関する利活用技術の開発と普及啓発及び人材育成
- 4 衛星システムの利活用推進及び整備支援
- 5 衛星測位を利用した地理情報空間の利活用
- 6 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、当法人の運営に参画するために入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

3 社員とは別に、別途定める会員規則に基づく会員制度を設ける。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

3 入会金及び会費は別途定める社員規則により定める。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、令和9年以降、毎年8月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 2名以上10名以内

(2) 監事 1名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第22条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人か

ら受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第24条 当法人の事業計画及び収支予算については、新事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第6章 補 則

(最初の事業年度)

第25条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和9年8月末日までとする。

(法令の準拠)

第26条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

附 則

令和8年7月2日の臨時社員総会における定款変更は、同臨時社員総会の終結後、施行する。